

「千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、「千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正（案）」（以下、「改正（案）」）を作成し、パブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨、経緯

千葉市では、市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的として、平成20年に「千葉市市民参加及び協働に関する条例」を施行し、市民参加と協働の推進を図ってきましたが、人々の価値観や生活様式が多様化し、社会が取り組むべき課題が増大する中、今後さらに市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、「改正（案）」を作成しました。

「改正（案）」では、現行の「千葉市市民参加及び協働に関する条例」で規定されている市民参加と協働に、新たに「市民の自立的な活動」を加え、それらを通じて地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことを「市民自治」として規定しています。

また、まちづくりにおける市民の役割や市の責務について必要な変更を行うとともに、町内自治会、市民活動団体などの役割について新たに規定するなどの改正を行います。

2 案の公表

(1) 公表期間

平成31年3月1日（金）～4月1日（月）

(2) 公表方法

ア 市ホームページ掲載

【URL】<http://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧及び配布

市民自治推進課（千葉市役所8階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

平成31年3月1日（金）～4月1日（月）※郵送の場合は当日消印有効

(2) 提出方法

件名、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記して、次のいずれかにより提出。

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 市民自治推進課

イ FAX 043-245-5665

ウ 電子メール jichi.CIC@city.chiba.lg.jp

エ 持参 市民自治推進課（千葉市役所8階）、各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより3月号掲載

イ 市ホームページ ※平成31年3月1日公表

【URL】https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/shiminsankakyodo_joureikaisei.html

4 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、平成31年4月中に市ホームページで公表予定です。なお、住所、氏名等の個人情報公表しません。

5 今後の予定

平成31年4月 意見概要等の公表

6月 平成31年第2回定例会に条例案を提出

6 添付資料

(1) 千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正（案）について

(2) 千葉市市民参加及び協働に関する条例と改正（案）の対照表